

農地中間管理事業等に係る手数料の免除について

1 手数料を免除する場合及びその免除

- (1) 規程別表 1 の借入、貸付において、契約者の複数契約における手数料の累計額が 8,000 円を超える場合で、8,000 円を超える手数料の額
- (2) 規程別表 2 の借入、貸付において、契約者の複数契約における手数料の累計額が 8,000 円を超える場合で、8,000 円を超える手数料の額
- (3) 規程別表 2 の仲介型の農作業の受委託託及び農作業の再委託、並びに特定農作業受委託契約の農作業等の委託及び農作業等の受託において、契約者の複数契約における手数料の累計額が 8,000 円を超える場合で、8,000 円を超える手数料の額

2 理由

農地中間管理事業等の推進に当たっては、契約者の手数料について上記 1 に定める場合は手数料の一部又は全部を免除し契約者の負担を軽減することが必要であるため。